

平成 29 年 1 月 11 日

各位

会 社 名 ステラケミファ株式会社
代表者名 代表取締役 深田 純子
(コード番号 4109 東 1)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 宮下雅之
(TEL 06-4707-1512)

会 社 名 日証金信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 橋本 泰久
問合せ先 取締役総務部長 及川 雄一郎
(TEL 03-3666-3070)

日証金信託銀行株式会社による
ステラケミファ株式会社（証券コード 4109）新株予約権付社債の買付けの決定
に関するお知らせ

日証金信託銀行株式会社は、平成 28 年 12 月 27 日付のステラケミファ株式会社取締役会において発行を決議されたステラケミファ株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）およびステラケミファ株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）につき、別添のとおり買付けを行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本資料は、日証金信託銀行株式会社（買付者）がステラケミファ株式会社（買付けの対象会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

以 上

(別添)

平成 29 年 1 月 11 日

各位

会 社 名 日証金信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 橋本 泰久

新株予約権付社債買付けの決定に関するお知らせ

当行は、下記のとおり、新株予約権付社債の買付けを行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この買付けは金融商品取引法第 167 条第 1 項および金融商品取引法施行令第 31 条に規定する「公開買付けに準ずる行為」に該当する可能性があることから、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に規定する公表措置をとるものです。

記

1. 対象銘柄： ステラケミファ株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）およびステラケミファ株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」と総称します。）
2. 発 行 者： ステラケミファ株式会社（コード番号 4109 東 1）
3. 買付金額： ステラケミファ株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
20 億円（新株予約権 32 個）
ステラケミファ株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
10 億円（新株予約権 16 個）
4. 買 付 日： 平成 29 年 1 月 16 日までに本新株予約権付社債を取得
5. 備 考： この買付けは、ステラケミファ株式会社が第三者割当の方法によりみずほ証券株式会社に対して発行する本新株予約権付社債を、その発行後、委託者兼受益者をみずほ証券株式会社、受託者を当社として設定された複数の信託口座に移転する方法により、みずほ証券株式会社からいずれも委託者指図に基づき譲り受けるものです。なお、信託口座ごとの最大買付け金額は 20 億円となっております。

以 上